

東大和市青少年問題協議会条例を廃止する条例

東大和市青少年問題協議会条例（昭和37年条例第15号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

2 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和52年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表青少年問題協議会委員の項を削る。